

2018. 8. 10

佐久保健所管内のつけ物製造業者が製造した「しょうゆ漬」から基準を超える保存料（ソルビン酸）が検出されたため佐久保健所は当該食品の回収を命じました

佐久保健所管内のつけ物製造業者が製造した「しょうゆ漬」を宇都宮市保健所で収去検査したところ、保存料（ソルビン酸）が1.1g/kg 検出されたため、本日、佐久保健所は製造者に対し、食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

【違反食品の概要】

- 名 称 野沢菜漬（しょうゆ漬）
- 包装形態 合成樹脂製袋詰 250g
- 賞味期限 「賞味期限18.08.08」の記載のあるもの
- 数 量 180袋

【検査結果等】

- 収去年月日 平成30年8月6日（月）
- 結果判明年月日 平成30年8月8日（水）
- 検査結果 ソルビン酸1.1g/kg検出
（基準値：1.0g/kg）

【違反内容】

食品衛生法第11条第2項違反
（しょうゆ漬へのソルビン酸の使用基準違反）

【措置内容】

食品衛生法第54条第1項の規定による回収命令

今回の命令の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/kaisyu180810.html>

【参考】

ソルビン酸とは

食品添加物（保存料）として、漬物（しょうゆ漬、塩漬、みそ漬等）、ジャム、食肉製品等に使用が認められており、使用量の上限が定められています。

今回の検出量は、食品安全委員会の食品健康影響評価によると、体重50kgの人が毎日約1.1kg ずつこの「しょうゆ漬」を一生涯食べ続けても健康に影響することはない量とされています。

御心配な方は、最寄りの保健福祉事務所までお問い合わせください。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口